

『古事記』における「葦原中国」の主宰神の交替について

文学研究科 博士課程 多田正則

はじめに

今回の『古事記』における「葦原中国」の主宰神の交替についての問題を考えるにあたっては、あくまでも作品としての『古事記』の論理と世界観を基軸として考えていくこととしたい。

そのまえに論者は、『古事記』における主宰神の交替をテーマにこれまで二つの論文を作成してきた。ここで簡単に過去の論文について紹介しておきたい。

まず最初は、『古事記』における「黄泉神」と「黄泉津大神」についての考察^①である。伊耶那美命が赴く以前に「黄泉国」には「黄泉神」という主宰神が設定されており、伊耶那美命に「黄泉津大神」の名称が与えられることによって主宰神の交替が語られることになる。この点については従来あまり注意されることがなかったが、論者はこの交替が古事記の論理において重要な意味を持つと考えている。すなわち、『古事記』において「大神」の称を与えられる神は、天つ神から天皇に直接に繋がる、いわば「天皇系列」の存在に限られるのであり、伊耶那美命が「黄泉津大神」を名乗るといふことは、

「伊耶那岐命」・「伊耶那美命」―「天照大御神」・「須佐之男命」―「天皇」

の系列が確定することを意味する。同時に、原初的には、

「高天原」―「葦原中国」

の系列の外側に措置されていた「黄泉国」が、主宰神を「黄泉津大神」―伊耶那美命とすることによって新たに「天皇系列」の正統に加えられる、言いかえれば「天皇系列」の統制管掌下におかれることになる。それはすなわち「天皇系列」の統治領域が拡大することの意味し、『古事記』が全体として語るところの世界の秩序化、『古事記』内部の表現によるなら「国修理固成」の具現化の一つととらえることができるのである。そのことの意味はきわめて大きいと論者は考へる。

『古事記』における「根之堅州国」と「黄泉国」の同一性について

『古事記』はさらに「黄泉国」の主宰神を「黄泉津大神」から「須佐之男大神」に交替させている。これに伴って、「国」の呼称および本質が「根之堅州国」へと変更される。

ここにおいて、

・「天皇系列」としての「主宰神の資格」を持つ「黄泉津大神」が、須佐之男大神の、「天照大御神のいるせ」の宣言によって「天照大御神の系列」(天照大御神―天皇に属する次第となる。いわば最も高位で究極の主宰神に「須佐之男大神」が立つことになるのである)となる。

・新たな主宰神である「須佐之男大神」が誕生すると、天照大御神の系列に属する主宰神の権能の発揮により、「国」の名称も「黄泉国」から「根之堅州国」へ変わり、同時に「国」

の本質が「死をもたらす国」から「王を創造する国」へ変更される。

・大穴牟遲神は、「天照大御神の系列」の須佐之男大神の強大な力を継承することにより「天照大御神の系列」の大国主神として「葦原中国」の主宰神となる資格を得ることができた。

のである。

ここで今回の考察の結果をあらかじめ提示しておくならば、「葦原中国」の主宰神の資格については、論者の二つの論文における考察の結果、「天照御大神の系列」に属することが『古事記』の論理となつていくことは、当然である。それに加えて『古事記』において、「葦原中国」の主宰神の交替には、「高天原」において伊耶那岐命・伊耶那美命の国生み・神生みなどの「天つ神諸(もろもろ)の命以て」(後段で説明する。)や「須佐之男命の追放」の「八百万の神の共に議りて」のような「天照大御神とは異なる権威のはたらき」を必要としているといえるのではないだろうか。

それでは「葦原中国」の主宰神の交替について『古事記』の記述の順にしたがって考察していくこととしたい。

二「葦原中国」の主宰神

A「葦原中国」の誕生と最初の主宰神

該当する部分を新編日本古典文学全集『古事記』でみてみよう。

①天地初めて発れし時に、高天原に成りし神の名は、天の御中主神。次に、高御産巢日神。

次に、神産巢日神。此の三柱の神は、並に独神と成り坐して、身を隠しき。次に、(中略)

宇摩志阿斯訶備比古遲神。次に天之常立神。此の二柱の神も亦、並に独神と成り坐して、身を隠しき。上の件の五柱の神は、別天つ神ぞ。

次に成りし神の名は、国之常立神。…(中略)…次に、伊耶那岐神。次に妹伊耶那美神。上の件の国之常立神より以下、伊耶那美神より以前は、并せて神世七代と称す(注一三〇頁)

①是に、天つ神諸の命以て、伊耶那岐命・伊耶那美命の二柱の神に詔はく、「是の漂滅る国を修理ひ固め成せ」とのりたまひ、天の沼矛を賜ひて、言依し賜ひき。(三一頁)

②故、二柱の神、天の浮橋に立たして、其の沼矛を指し下して画きしかば、(中略)累り積りて島と成りき。是、淤能基呂島ぞ。(三二頁)

④次に、淡島を生みき。是も亦、子の例には入れず。是に、二柱の神の議りて云はく、「今吾が生める子良くあらず、猶天つ神の御所に白すべし」といひて、即ち共に参る上り、

天つ神の命以て、ふとまにに下相ひて詔ひしく「女の先づ言ひしに因りて、良くあらず。亦、還り降りて改め言へ」とのりたまひき。(三五頁)

⑤如此言ひ竟りて(多田注：伊耶那岐命と伊耶那美命は御合して、生みし子は、淡道之穂之狭別島。(三五頁))

⑥(多田注：伊耶那岐命と伊耶那美命は既に国を生み竟りて、神を生みき。故、生みし神の名は、大事忍男神(三七頁))

ア 天神諸命以について

○校異・・「諸」について寛永版本「誥」(コウ、つげる)(注2 一九頁)
○日本書紀との対比
巻第一 神代上 第四段

▽正文伊弉諾尊・伊弉冉尊、天の浮橋の上に立し共に計りて曰はく(後略)(注3 一二五頁)
▽一書第一 天神、伊弉諾尊・伊弉冉尊に謂りて曰はく「豊葦原千五百秋瑞穂の地有

り。汝往きて脩らすべし」とのたまひて、^{すなわ}迺ち天瓊戈を賜ふ。…(中略)…次に淡州を
生む。此も児の數に充れず。故還復天に上り詣で、具に其の状を奏す。時に天神、太占

を以ちてト合ひたまひ(後略)(二九頁)

▽一書第二 伊弉諾尊・伊弉冉尊二柱、天霧の中に立たして曰はく「吾國を得まく欲し」
とのたまひ(後略)(三一頁)

以下「天神」ないため省略

◎「天神諸命以は、」『日本書紀』で一書第一に「天神」とあるだけであり「天神諸命以」
は、『古事記』に固有の表現といえる。

○本居宣長『古事記伝』は「天神諸命以」について

天神諸、天神は、初段に見えたる五柱天神なり、…(中略)…諸とは、五柱をあつめて申
せるにて、天ツ神に属たる言なり(注4 一五七頁)

○倉野憲司も本居宣長と同じ(注5 七四頁)

○新編日本古典文学全集『古事記』(以下『新編古事記』とする。)の「天つ神諸の命」につ
いての頭注

高天原にあらわれた神全体を指す。どの神と具体的にささず、高天原からの働きによ
って伊耶那岐神・伊耶那美神の国作りが始まったことを示す。(三〇頁)

○毛利正守は、

この「天神」はいずれの神をさしているかが問題であり…(中略)…従来の諸説を概観す
ると、この「天神」は①天之御中主神以下三神(造化三神)を指す、②「別天神」の五柱
を指す、③独神にて隱身の七神を指す、④別天神五柱と神世七代の一二神を指すとい
う四つほどの説が提出されている。が、これを確定するのは困難であり、俄かに断じ
難い(中略)①④のうちいずれかを指すのであろうが、そのいずれであるにせよ、なぜ
具体的な神名を上げなくて「天神」なのか、ということであろう。(略)そもそも前に登
場する具体的な神名をここで挙げてないで直に「天神」として受け継いでいることに、

古事記の二つの立場がそれなりに示されているとみとめられましょうか。(注6 三〇頁)
◎この古事記の「天神」の具体的な神名をださないという考えは「天つ神の命以て、ふとま
ににト相ひて」というように天神の間で占いで物事を決めるといった記述と通じている
と思われる。まえもって論をすすめれば、後に「天照大御神」以外の高天原の「天神」

である高御産巢日神や神産巢日神が、「葦原中国」に影響を及ぼす「古事記の論理」の表
現方法の一つとみられようか。

「言依」について

『古事記』は、「コトヨサス」を「言依」・「言因」・「事依」と表記し、「言依」五例・「言
因」一例・「事依」四例の合計一〇例である。いずれも上巻のみに使用されている。

○言依

①天つ神諸の命以て、伊耶那岐命・伊耶那美命の二柱の神に詔はく…(中略)…「是の漂滅る
國を修理ひ固め成せ」とのりたまひ、天の沼矛を賜ひて、言依し賜ひき。(三一頁)

②此の葦原中国は、我多田注…天照大御神が御子の知らさむ國と言依して賜へる國ぞ(九
九頁)

③汝がうしはける葦原中国は、我多田注…天照大御神が御子の知らさむ國と言依し賜ひ
き。故、汝が心は、如何に(一〇八頁)

④天照大御神・高木神の命以て、太子正勝吾勝々速日天忍穗耳命に詔ひしく、「今、葦原
中国を平げ訖りむと白す。故、言依し賜ひし隨に、降り坐して知らせ」(一一三頁)

⑤多田注…天照大御神・高木神は汝多田注…日子番能邇々芸命が知らさむ國ぞと言依し
賜ふ。(一一五頁)

○言因

⑥天照大御神の命以て「豊葦原千秋長秋五百秋水穗國は、我が御子、正勝吾勝々速日天忍
穗耳命の知らさむ國ぞ」と言因し賜ひて、天降しき。(九九頁)

○事依

⑦多田注…伊耶那岐大御神が天照大御神に(略)詔ひしく「汝が命は高天原を知らせ」と
事依して賜ひき。(五三三頁)

⑧多田注…伊耶那岐大御神が月詔命に賜ひて、詔ひしく「汝が命は夜之食國を知らせ」と、
事依しき。(五三三頁)

⑨多田注…伊耶那岐大御神が建速須佐之男命に(略)詔ひしく「汝が命は、海原を知らせ」
と、事依しき。(五三三頁)

⑩多田注…伊耶那岐大御神は汝多田注…建速須佐之男命が、事依さえし國を治めずして、
哭きいさちる(五三三頁)

○時代別国語大辞典(注7)には
・「ことよさす」「任」(動四)として「コトヨス」(下二段)の尊敬語。委ねる。任じるの意」と
ある。

・【考】として「言」と事とは語源的にも一つのものである。言に出して表現することによ
って、事柄の実現をしんじた上代人の心理には、言は事としてとらえられていたと考え
られるからである。」とある。

・「よす」(寄・依・縁)(動四)として「略」②統治者として委ねる。國や土地・産物を委託す
る。神や天皇の命令としていい、ほとんどヨサス(四段)という敬語の形をとる。(略)」と

ある。

○倉野憲司は、①の「言依」について

この神話において(中略)イザナキ・イザナミの二柱の神が別天神の事依さしによって国土の修理固成をされたとかたられていたことである。即ち命令者としての神を有し、被命令者はその神詔のまにまに事を行なうとされていることである。(注5 八五頁)

◎「言依」・「言因」・「事依」は伊耶那岐命・伊耶那美命以外は、天照大御神の御子、忍穂耳命、邇々芸命、「国知らず」立場の三貴子であり、伊耶那岐命・伊耶那美命もかれらと同格とみられる。

◎「言依」・「言因」・「事依」は伊耶那岐命・伊耶那美命以外は、「知らず」(一例のみ治める)と関連してもちいられている。二神に言依せられた「国を修理固成せ」は「国を知らず」と同格の重い表現としてあつかっているとみえる。

ウ「天浮橋」について

『古事記』で三例のあり伊耶那岐命伊耶那美命で一例、忍穂耳命で一例、邇々芸命で一例
②故、二柱の神(多田注：伊耶那岐命伊耶那美命)、天の浮橋に立たして、其の沼矛を指し下して画きしかば、(中略)累り積りて島と成りき。是、淤能碁呂島ぞ。(三二頁)

◎是に、天忍穂耳命、天の浮橋に立たして詔はく「豊原千秋長秋五百秋水穂国は、いたくさやぎて有りなり」と告らして、更に還り上りて、天照大神に請しき。(九九頁)

◎故爾くして、天津日子番能邇々芸命に詔ひて、天の石位を離れ、天の八重のたな雲を押し分けて、いつのちわきちわきて、天の浮橋に、うきじまり、そりたたして、筑紫の日向の高千穂の久士布流多氣に天降り坐しき。(二一七頁)

なお『日本書紀』は伊婁諾尊伊婁冉尊で二例、瓊瓊杵尊で二例、忍穂耳命で二例ある。

▽第四段正文 伊婁諾尊伊婁冉尊、天浮橋の上に立たし(注3 一五頁)(後略)

◎「天浮橋」は、神野志隆光が、「金井論は、「皇祖に直結する尊貴なる神々の降臨にさいしてのみもちいられるもの」だとおさえたい(中略)要するに、古事記「天浮橋」は、高天原から地の側世界としては葦原中国に対して、特別な神が天降ることとさいして、いわば世界関係において、いみをもつ特別の場なのだということである。(注8 七三頁)と述べているとおりと考えられる。

◎伊耶那岐命・伊耶那美命は、天浮橋との関わりからみて天照大御神の御子や皇孫と同格と考えられる。西宮一民は、「伊耶那岐命伊耶那美命」について「神世七代の最後の伊耶那岐・伊耶那美二神は別天つ神の命(お言葉)を受けて「命」(その神の命令をにないもつ者)の称で、日本の国生みや神生みという偉大な仕事にとりかかることになる。(注9 二七頁)

◎伊耶那美命・伊耶那岐命は「葦原中国」の主宰神と見なされる。

【根拠】

◎①「天神諸」(高天原の一群の天神たち)によって天の沼矛を賜ひて、「国を知らせ」と同じぐらゐの重さの意義をもつ「是の漂滅る国を修理固成せ」と言依せられたこと。

(『古事記』が全体として語るところの世界の秩序化)

◎②「天の浮橋」に関わったこと。

◎③④国生み・神生みを行ったこと。

B 伊耶那美命の神避後の葦原中国の主宰神

④故、伊耶那美神は、火の神を生みしに因りて、遂に神避り坐しき(四一頁)

⑤(多田注：伊耶那岐命が)哭きし時、御涙に成れる神は、(中略)名は泣沢女神(四三頁)

⑥故多田注：伊耶那岐命が(其の、神避れる伊耶那美神は、出雲国と伯伎国との堺の比婆之山に葬りき(四三頁)

⑦是に伊耶那岐命、御佩かせる十拳の剣を抜きて其の子迦具土神の頸を斬り来。(四三頁)

⑧伊耶那岐命、桃子に告さく、「汝、吾を助けしが如く、葦原中国に所有る、うつくしき青人草(中略)助くべし」と、告らし、名を賜ひて意富加牟豆美命と号けき。(四七頁)

⑨爾して、伊耶那岐命の詔ひしく「(中略)汝然為せ、吾千五百の産屋をたてむ」とのりたまひき。(四九頁)

◎伊耶那美命の神避後も伊耶那岐命は、葦原中国の主宰神といえる。

【根拠】

◎⑨伊耶那岐命単独で自身の涙から泣沢女神を化生させている。

◎⑩伊耶那岐命は、伊耶那美命を葬っている。

◎⑪伊耶那岐命は、「我がな妹」である伊耶那美命を死に至らしめた罪により我が子である迦具土神を斬り殺すという行為を行う。

◎⑫伊耶那岐命は、伊耶那美命との論争のなかで、「吾と汝の作れる国」を『古事記』のなかで始めて「葦原中国」と名称(呼称)をつけよんでいる。

◎⑬葦原中国に新しい生命をもたらし、「葦原中国」を繁榮させると宣言する。

C 三貴子分治後の葦原中国の主宰神

◎⑭伊耶那岐大神の詔はく「吾は、いなしこめ、しこめき穢き国に到りて在りけり。故、吾は、御身の禊を為む」とのりたまひて、(中略)禊祓しき。(四九頁)

◎⑮多田注：伊耶那岐大神が(左の御目を洗ひし時に成れる神の名は、天照大御神(五三頁)

◎⑯多田注：伊耶那岐大神が(右の御目を洗ひし時に成れる神の名は、月読神(五三頁)

◎⑰(多田注：伊耶那岐大神が)御鼻を洗ひし時に成れる神の名は、建速須佐之男命(五三頁)

◎⑱伊耶那岐命、大きに欲喜ひて(中略)即ち御頸珠の玉の緒、もゆらに取りゆらかして、天照大御神に賜ひて、詔ひしく「汝が命は、高天原を知らせ」と、事依して賜ひき。故、其の御頸珠の名は、御倉板拳之神と謂ふ。(五三頁)

◎⑲伊耶那岐命(中略)次に、月読命に賜ひて、詔ひしく「汝が命は、夜之食国を知らせ」と、事依しき。(五三頁)

◎⑳伊耶那岐命(中略)次に、建速須佐之男命に賜ひて、詔ひしく「汝が命は、海原を知らせ」と、事依しき。(五三頁)

◎㉑—2故伊耶那岐大神、速須佐之男命に詔ひしく「何の由にか、汝が、事依さえし国を

治めずして、哭きいさちる」とのりたまひき。爾くして、答へて白ししく「僕は「此国」の根之堅州国に罷らむと欲ふが故に、哭く」とまをしき。爾くして伊耶那岐大神、大きに忿怒りて詔はく「然らば、汝は、此の国に住むべくあらず」とのりたまひて、乃ち神やらひにやらひ賜ひき。(五五頁)

ア 三貴子の分治と葦原中国の主宰神についての先行論文
○本居宣長

三柱の御子神たちに依し賜へる處(中略)此の国土をば遺して、徒ムナシくし給へるは如何と云に、豊原之水穂の国は、我が子之所知国なりと、後に天照大御神の詔へるを以思へば、もとより後に皇御孫の命の所知看すべき、深き所以ありけることなるべし(注4 二九三頁)

○倉野憲司

「紀伝は、(中略)深き所以ありけることなるべし(多田注：右を引用と言つてゐるが、これは天孫降臨という大きな見せ場のために天下(豊原の水穂の国)の君主を空白にしたのであつて、その間、大国主神が葦原中国をうしはくことになつたのである。(注5 三三二頁)

○『新編古事記』の「七」三貴子の分治についての頭注

いわゆる三貴子の分治のくだり。天照大御神が高天原、月読命が夜之食国、須佐之男命が海原に、それぞれ配される。地上の国土への配置は述べられていない。この点について『記伝』は、後に皇孫が降臨するこの伏線だといふが、いま葦原中国は未完成であり、そこには主宰神が配されないのだとまづいふべきであろう。神々の自律的展開に委ねられ、国作りの完成を経、降臨によつて初めて地上世界の主宰神が得られるのである。(五三三頁)

○『日本古典全集古事記』『日本思想大系古事記』『古事記注釈』には、「葦原中国の主宰神の空白」については、特に記載なし。

◎この段階では、葦原中国の主宰神は、空白であるという見解が多いが、『古事記』は、はたしてそのような論理の展開になつてゐるのであるか。水林彪は、伊耶那岐命を主宰神とみる考えをだしている。

伊耶那岐命伊耶那美命は、別天つ神(多田注：正しくは天神諸から「ただよへる国を修理ひ固め成せ」と命じられたこと、その意味するところは「国」の政治的統一・祭祀の実践による王権と国家の樹立であること、伊耶那美命は死して「黄泉国」に行き、この事業から脱落したが、伊耶那岐命は、「黄泉国」を訪れ、伊耶那美命に対して「略吾と汝と作れる国、いまだ作り竟へず、故、還るべし」とのべているように、依然として「国」の完成へ強い意思をゆうすること、これらのことなどから判断して、伊耶那岐命は、三貴子分治の命令の時点では、当然に自らが「葦原中国」の支配者にならうとしていた、と考えるのが自然のように思われるからである。(注10 八六頁)
イ伊耶那岐命を「大神」と呼ぶことについての先行論文

○川副武胤

この両神(伊耶那岐命と伊耶那美命)多田注は天照大御神の尊属である。だからこの神が天照大御神ら三貴子にたいして統治を委任する場面では、とくに伊耶那岐大神とよんで尊属らしくする。(注11 四四頁)

○『新編古事記』頭注も②の「伊耶那岐大神」について

伊耶那岐命について大御神という事に注意。ここで初めてそう呼ぶが、天照大御神をもたらしただから特に尊ぶのだと解される。(五五頁)

◎伊耶那岐命は、「黄泉国」からかえつてきて、禊ぎをおこなうが、その時「伊耶那岐大神」となつており、「大神」に昇格している。さらに「三貴子分治」のときは一旦「伊耶那岐命」にもどり、須佐之男命に「神やらい」を宣告するときは「伊耶那岐大神」となつている。『古事記』の論理の展開からみて「伊耶那岐大神」と表記したのは、「葦原中国」の主宰神としての権能の發揮として「須佐之男命の神やらい」を実行することのためであると理解したい。

◎「葦原中国」の主宰神は、引き続き伊耶那岐命であるとみられる。
【根拠】

◎②「黄泉国」からかえつてきて、禊ぎをおこなう時「伊耶那岐大神」とよばれていること。

◎②③三貴子に「高天原」「夜之食国」「海原」の三つの「国」の統治を事依していること。

◎②特に天照大御神を左の目の袂から化生し、高天原の主宰神になれと委任していること。

◎②「伊耶那岐大神」として須佐之男命を葦原中国から「神やらい」すること。

D 須佐之男命と葦原中国の主宰神

◎③故是に、速須佐之男命の言はく、「然らば、天照大御神に請して罷らむ」といひて、乃ち天に参る上る時に、山川悉く動み、国土皆震ひき。(五五頁)

◎③速須佐之男命、天照大御神の左の御みづらに纏ける八尺の勾たまの五百津のみすまるの珠(中略)成れる神の御名は、正勝吾勝々速日天之忍徳耳命。(五九頁)

◎③故是に、天照大御神、見畏み、天の石屋の戸を開きて、刺しこもり坐しき。爾くして、高天原皆暗く、葦原中国悉く闇し、此に因りて常夜往きき。是に、万の神の声は、狭蠅なす満ち、万の妖は、悉く発りき。(六四頁)

◎③2是を以つて、八百万の神、天の安の河原に神集ひ集ひて、高御産巢日神の子、思金神に思はしめて、常世の長鳴鳥を集め(中略)占合ひまかなはしめて、(中略)高天原動みて、八百万の神共に咲ひき。(六五頁)

◎③故、天照大御神の出で坐しし時に、高天原と葦原中国と、自ら照り明ること得たり。(六七頁)

◎③是に、八百万の神、共に議りて、速須佐之男命に千位の置戸を負ほせ、亦、髻と手足の爪を切り、祓へしめて、神やらひやらひき。(六七頁)

◎③速須佐之男命、其の態を立ち伺ひ、穢汚して奉進ると為ひて、乃ち其の大气都比売神を殺しき。(六四頁)

④故殺されし神(多田注: 大気都比売神)の身に生りし物は、頭に蚕生り、二つの目に稲種生り、二つの耳に粟生り、鼻に小豆生り、陰に麦生り、尻に大豆生り。故是に、神産巢日御祖命、この成れる種を(多田注: 速須佐之男命)に取らしめき。(六九頁)

⑤多田注: 足名稚答えて白ししく、「恐し。亦、御名を覚らず」とまをしき。爾くして、答へて詔ひしく「吾は、天照大御神のいろせぞ。故、今天より降り坐しぬ」とのりたまひき。爾くして、足名稚、手名稚の神の白ししく、「然坐さば、恐し。(七一頁)

⑥速須佐之男命、其の御佩かせる十拳の剣を抜き、其の蛇を切り散ししかば、肥河・血に交りて流れき。(七一頁)

⑦(多田注: 速須佐之男命)は怪しと思ひ、御刀の前を以つて刺し割きて見れば、つむ羽の大刀在り。故、此の大刀を取り、異しき物と思ひて、天照大御神に白し上げき。是は、草那芸之大刀ぞ。(七二頁)

⑧故是を以て、その速須佐之男命、宮を造るべき地を出雲国に求めき。爾くして、須賀といふ地に至り坐して、詔はく「吾、此地に来て、吾、此地に来て、我が御心、すがすがし」とのりたまひて、其地に宮を作りて坐しき。(七三頁)

⑨故、(多田注: 速須佐之男命)が其の櫛名田比売以て、くみどに起こして、生める神の名は、八島土奴美神と謂ふ。(中略)名は刺国若比売を娶りて、生みし子は、大國主神。(七五頁)

ア天照大御神と須佐之男命の関係について

この段落のうち、前半の「須佐之男命の昇天」「うけい」「須佐之男命の勝さび」「天照大御神の石屋戸ごもり」「須佐之男命の追放」について、天照大御神と須佐之男命の関係からみていこう。天照大御神の權威が、高天原だけでなく葦原中国におよんでいるのは、すでに多くの論者が指摘している。代表的な見解として、『新編古事記』の「天照大御神がうしなわれることによつて、無秩序と混沌・混乱がもたらされ、天照大御神をひきだすことによつてその危機が回復されたということである。高天原と葦原中国という二つの世界を貫く問題としてそれは語られる。事件は、高天原で起こつたのに、自明のようにことが葦原中国にも波及するものとして述べる。二つの世界を無条件に並べて述べることは後にも繰り返される。天照大御神が天地の世界にわたる原理であることがそこに示し出される。それゆゑ天照大御神は降臨を司令する神となる。」(六三頁)という指摘は、間違つてはいない。ただ、『古事記』において天照大御神と須佐之男命の競争としてみれば単純ではない。須佐之男命が、昇天する時、「山川悉く動み、国土皆震ひき。」として表現されており、これは「葦原中国」に対する影響力でみると「天照大御神の石屋戸ごもり」による「葦原中国悉く開し」に比べ弱いがそれなりのものがある。

また実戦として「高天原」においての天照大御神と須佐之男命の勝負は、天照大御神が敗れたのである。だから天照大御神は、「石屋戸ごもり」として一度ひきさがつたと考えることもできる。では天照大御神を復活させたのはだれか。ここでも『古事記』の論理は特定の神でなく「八百万神の神集」を出してくる。そして復活の陰に「高御産巢日神」の

名もみえる。またここでも「占合ひ」が登場する。

さらに、「須佐之男命の神やらひ」であるが、ここでも命令者は、天照大御神ではなく「八百万の神共に議りて」となつており本居宣長が「共議(ともに)はかり(これも)天照大御神また高御産巢日神の命を受けて為すに非ず、神たち集りて議りたまうなり、そは深き所以ぞ有けむ」(注4 三八三頁)といつてるとおり、「天神諸」から伊耶那岐命・伊耶那美命への「國を修理ひ固め成せ」の事依と同様と考えることもできる。実際伊耶那岐大御神は須佐之男命を、「葦原中国」から神やらひしたにもかかわらず、八百万の神は、「葦原中国」からではなく「高天原」から追放したのである。だから須佐之男命は、最終的には「根之堅州國」へ行くものの、途中「葦原中国」にいくことができ活躍する。水林彪は「神やらひ」を「神遣ひ」とあて「派遣する」としている。

イ「葦原中国」での須佐之男命

ここは、「五穀の起源」「八俣の大蛇退治」「草那芸之大刀の献上」「須賀の宮鎮座」という段落後半部分であり、「須佐之男命」の「善神」への変化を見てみよう。

まず「葦原中国」への最大の功績は、神産巢日御祖命の助けもあり、五穀の種をもたらししたこと、そして水林彪が「櫛名田比売は(田の女神)であり、須佐之男命が稲種を地上にもたらし、櫛名田比売とむすばれ、比売の父が「稲田の宮主」となつたという物語は、ここで「葦原中国」の稲作が始まつたというようにしか解釈できないのではなからうか。」(注10 九五頁)とする「稲作」への貢献であろう。

次は、須佐之男大神が、「天照大御神のいろせ」と宣言することにより『古事記』の論理と世界観において最も高位かつ究極の「主宰神の資格」である「天照大御神の系列」(天照大御神―天皇)に属したということである。尾崎暢殃は、『古事記全講』で「吾は、天照大御神のいろせぞ。」の釈として「神代紀にはこの種の記事がなく、古事記にのみこれがあるのは、後者の所伝の特色を示している」(注12 一一三頁)としている。

次の「草那芸之大刀の献上」は『新編古事記』頭注では「須佐之男命のとてつもない力がもたらしたものと、その力を象徴するということであり、それが、天皇の世界としての秩序の最終的完成にあつて、倭健命を助けるということである。天照大御神を祭る倭比売を通じて倭健命に授けられるのだから、天照大御神の保障によつて天皇の秩序は作り上げられるのである。」(七一頁)としている。

結論として「須佐之男命」について『新編古事記』頭注では「大蛇を退治し、櫛名田比売を妻として子を残すというところで、葦原中国とかわる。そのかわりが、未完のままの葦原中国を完成に導く動きをほらませることとなる。須佐之男命の血統をうけた神が、その力を受け継ぐことができるゆゑに葦原中国を完成させるのである。但し、単に須佐之男命の血統をうけるだけでは国作りは果たせない。須佐之男命の力継承することが確認されねばならない(大國主神の物語の前半はそれを語るもの)血統はいわば資格であり、ここに其の資格を持つ存在があらわれたのである。(七三頁)というように、「須佐之男命」の血統も是認されるのである。

◎須佐之男命は伊耶那岐大御神鎮座後の「葦原中国」の暫定的な主宰神とみられる。
【根拠】

◎「須佐之男命昇天」のときの「山川悉く動み、国土皆震ひき。」と「葦原中国」に影響力をもち。

◎須佐之男大御神が「天照大御神の左の御みづらに巻いた勾玉」を「さがみにかむこと」として「天忍穂耳命」を化生したこと

◎「神産巢日御祖命」の助けもあり「葦原中国」に「稻種」をもたらした。

◎須佐之男大御神が、「天照大御神のいろせ」と宣言することにより『古事記』の論理と世界観において最も高き位かつ究極の「主宰神の資格」である「天照大御神の系列」(天照大御神—天皇に属したことから、「葦原中国」でも暫定的に主宰神となった。

◎「草那芸之大刀」を「天照大御神」に献上し、後の天皇の秩序維持に貢献した。
E葦原中国と大國主神

◎故、此の大國主神の兄弟は、八十神坐しき。然れども、皆、國をば大國主神に避りき。避りし所以は、(後略)(七五頁)

◎其の御祖の命、哭き患へて、天に参る上り神産巢日之命に請しし時に、乃ちキサ貝比売と蛤貝比売とを遣して、作り活けしめき。(七九頁)

◎故、詔命の隨に、須佐之男命の御所に参る到りしかば、其の女須勢理毘売出で見て、目合為て、相婚ひき。(八一頁)

◎故多田注：須佐之男大神爾くして、黄泉ひら坂に追ひ至りて、遙かに望みて、呼びて大穴牟遲神に謂ひて曰ひしく「其の、汝が持てる生太刀・生弓矢以て、汝が庶兄弟をば坂の御尾に追ひ伏せ、亦、河の瀬に追ひ撥ひて、おれ、大國主命と為り、亦、宇都志國玉神と為りて、其の我が娘須世理毘売を適妻と為て、宇迦能山の山本にして、底津石根に宮柱ふとしり、高天原に氷椽たかしりて居れ。是の奴や」といひき。(八五頁)

◎故、(多田注：大國主神其の大刀・弓を持ちて、其の八十神を追ひ避りし時に、坂の御尾ごとを追ひ伏せ、河の瀬ごとを追ひ撥ひて、初めて國を作りき。(八五頁)

◎此の、八千矛神、高志國の沼河比売に婚はむとして幸行しし時(後略)(八五頁)

◎又、其の神(多田注：八千矛神、)の適后須勢理毘売命、甚だ嫉妬為し。(八九頁)

◎神産巢日御祖命に白し上げしかば、答えて告らしく「此は、実に我が子ぞ、(中略)：故、汝葦原色許男命と、兄弟と為りて、其の國を作り堅めむ。」とのらしく。(九五頁)

◎故爾より、大穴牟遲と少名毘古那と二柱の神、相並に此の國を作り堅めき。(九五頁)

◎然くして後は、少名毘古那神は、常世國に度りき。(九五頁)

この段落は、「稲羽の白菟」「大穴牟遲神の根之堅州國訪問」「八千矛の神」「大國主神の系譜」「大國主神の國作り」「大年神の系譜」であるが、まず先行論文などを参考にいくつか考察して行こう。

A「大穴牟遲神の根之堅州國訪問」先行論文等について
O『新編古事記』頭注「数々の試練を克服した大穴牟遲神にたいして、須佐之男命は葦

原中国の支配者すなわち「大國主神」として認める発言をし、前途を祝福する。大穴牟遲神が須佐之男命の所有する「生太刀・生弓矢」を受け取るのも、その強大な力を継承することを意味する。(八三頁)

◎『集成古事記』頭注「葦原の色許男命は、葦原の中つ國の王者となるべく、幾多の試練に耐え、死と復活を繰り返して、ついに王者としての呪器を獲得する。須佐之男命の支配する根の國から蘇生した若者は新たな靈威を身につけ、現し國の主宰神たる「大國主神となれ」との祝福を贈られ、國作りを完成する業績をあげる。(注9 六五頁)

◎大國主神は「神話的世界としての「葦原中国」を統治する支配者であることを示す神名」(『新編古事記』頭注)とするが、この神名は、あとからもたらされたものである。つまり「天照大御神のいろせ」と宣言することにより「天照大御神の系列」に属することになった須佐之男大神の力をもって、自分の六代目の子孫である大穴牟遲神をして「葦原中国」の主宰神たらしめるために「大國主神」となれといわれたのである。このように大國主神の力の源は、結局須佐之男大神が、「天照大御神の系列」に入った故の力である。

イ「八千矛の神」につかわれている「用語」について
ここでは、「大國主神」に関わる「用語」の使い方についていくつか考察してみたい。

◎此の、八千矛神、高志國の沼河比売に婚はむとして幸行しし時(後略)(八五頁)

◎「幸行」について(『新編古事記』頭注)「幸」は天皇にたいしてのみ用いるのが原則。八千矛神は今や葦原中国の支配者であり、天皇が「天下」の支配者であることと等しく待遇されている。(八五頁)

◎「適后(おほきさき)」について
◎又、其の神(多田注：八千矛神、)の適后須勢理毘売命、甚だ嫉妬為し。(八九頁)

◎「適后」について本居宣長は「意富岐佐伎(オホギサキ)と訓べし。上に適妻とあるは御父神の御言なる故なり、此は後に語り伝ふるとの言なる故に、尊みて如此云り。凡て伎佐伎とは、天皇の大御妻に限りて申す御稱なるに、「中間に、倭健の命の御妻弟橋比売の命を、后と云る所以は、彼処に云べし」：(中略)：古へ神たちをば、天皇に准へ尊みて、皇神とも申せる類にて、其の御妻をも后と申せる為るべし。：(中略)：其中にて最上なる一柱を、大后(オホギサキ)と申せり。此れ後の世の皇后なり。(注4 四八七頁)

◎ここで、「后」について検討してみると、『類聚名義抄』によると「后」は、「キミ」ノチ天子之妃(注13 一三〇二頁)となっている。『古事記』の「后」の使用例は、序文二例は、「賢しき后」「軒(ケニ)の後」でそれぞれ「天皇」と「黄帝」をさしている。また本文には六二例が使用されており、大國主神の妻としての須勢理毘売命について二例、倭健命の妻の弟橋比売命で三例、同じく倭健命の妻の布多遲能伊里毘売命で三例の合計八例をのぞいては、五四例が皇后として使用されている。このように、大國主神の妻は、皇后として扱われておりここから大國主神は、天皇と同格として扱われているといえよう。『集成古事記』頭注でも「適后」について「後世の皇后に当たる正妻。本妻。」

ここで須勢理毘売の名に、尊称の「命」がつけられている。(注9 六九頁)としている。
◎ 大國主神は、「葦原中國」の主神とみられる。

【根拠】

◎ 神産巢日神の応援を二度も受けている。

◎ 天照大御神の系列に属する須佐之男大神の力を継承し六代目の子孫であり、試練に耐えて得た「大國主神」葦原中國の主神たる名称をもつから。

◎ 「大國主神」に対して天皇に使用される「幸行」「適后」などの用語がつかわれている。地の文で「始作國也」(始めて國を作りき)と記述されている。

◎ 神産巢日御祖命から作堅其國(そのくに)つくりかためよ『古事記伝』と命令されている。

F 大國主神から正勝吾勝々速日天忍穗耳命への主神の交替

◎ 天照大御神の命以て「豊芦原千秋長秋五百秋水穂國は、我が御子、正勝吾勝々速日天忍穗耳命の知らさむ國ぞ」と言因し賜ひて、天降しき。(九九頁)

◎ 是に、天忍穗耳命、天の浮橋にたたして、詔はく「豊芦原千秋長秋五百秋水穂國は、いたくさやぎて有りなり」と告らして、更に還り上りて、天照大神に請しき。(九九頁)

◎ 高御産巢日神・天照大御神の命以て天の安の河の河原に八百万の神を神集へ集へて、思金神に思はしめて、詔ひしく「此の葦原中國は、我が御子の知らさむ國と、言依して賜へる國ぞ、故、此の國に道速振る荒振る國つ神等が多た在るを以爲ふに、是、何れの神を使はしてか言趣けむ」とのりたまひき。(九九頁)

◎ 多田注：高御産巢日神・天照大御神 天菩比神を遣せば、即ち大國主神に媚び附きて、三年に至るまで復奏さず。(一〇〇頁)

◎ 高御産巢日神・天照大御神 多田注 故爾くして・天のまかこり・天のはは矢を以て天若日子に賜ひて、遣しき。(一〇〇頁)

◎ 是に、天若日子、其の國に降り到りて、即大國主神の女、下照比売を娶り、亦、其の國を獲むと慮りて、八年に至るまで復奏さず。(一〇一頁)

◎ 多田注：高御産巢日神・天照大御神 詔ひしく、「汝(多田注：鳴女)行きて、天若日子を問はむ状は『汝を葦原中國に使はせる所以は、其の國の荒振る神等を言趣け和せとぞ。何とかも八年に至るまで復奏さぬ』ととへ」とのりたまひき。(一〇一頁)

◎ 天若日子(中略)：其の雉を射殺しき。爾くして、其の矢、雉の胸より通りて、逆まに射上がりて、天の安の河の河原に坐す天照大御神・高木神の御所に速りき。(一〇三頁)

◎ 高木神(中略)：其の矢を取りて、其の矢の穴より衝き返し下ししかば、天若日子が朝床に寝ねたる高胸坂に中りて、死にき(一〇三頁)

◎ 多田注：建御雷神は其の大國主神を問ひて言ひしく「天照大御神・高木神の命以て、問ひに使はせり。汝がうしはける葦原中國は、我が御子の知らさむ國と言依し賜ひき。故、汝が心は、如何に」といひき。(一〇七頁)

◎ 八重事代主神(中略)：其の父の大神(多田注：大國主神)に語りて言はく、「恐し。此の國は、天つ神の御子に立て奉らん」といひて(一〇九頁)

◎ 建御名方神の白ししく「恐し。…(中略)：此の葦原中國は、天つ神御子の命の隨に献らむ」とまおしき。(一一一頁)

◎ 大國主神(中略)：多田注：建御雷神に答えて白ししく「此の葦原中國は、命の隨にに献らむ」。(一一一頁)

◎ a 建御雷神、返り参る上り、葦原中國を言向け和し平げつる状を復奏しき。(一一三頁)

◎ 天照大御神・高木神の命以て、太子正勝吾勝々速日天忍穗耳命に詔ひしく、「今、葦原中國を平げ訖りぬと白す。故、言依し賜ひし隨に、降り坐して知らせ」とのりたまひき。(一一三頁)

◎ 多田注：天照大御神・高木神は日子番能邇々芸命に料せて詔ひしく「此の豊芦原水穂國は、汝が知らさむ國ぞと言依し賜ふ。故、命の隨に天降るべし」とのりたまひき。(一一五頁)

◎ 天照大御神・高木神の命以て、天宇受売神に詔ひしく、「…(中略)：故、専ら汝往きて問はまくは、『吾が御子の天降らむと爲る道に、誰ぞ如此して居る』ととへ」とのりたまひき。(一一五頁)

◎ 爾くして、天兒屋命布刀玉命天宇受売神(中略)：アハせて五りの伴緒を支ち加わえて天降しき。(一一五頁)

◎ 多田注：天照大御神は 其のをさし八尺の勾タマ・鏡と草那芸劍と、…(中略)：詔ひしく「此の鏡は、専ら我が御魂と爲て吾が前を拝むが如くいつき奉れ」とのりたまひ

◎ 故爾くして、天津日子番能邇々芸命に詔ひて、天の石位を離れ、天の八重のたな雲を押し分けて、いつのちわきちわきて、天の浮橋に、うきじまり、そりたたして、筑紫の日向の高千穂の久士布流多氣に天降り坐しき。(一一七頁)

◎ 天津日子番能邇々芸命(多田注)詔はく「此地は…(中略)：甚吉き地」と詔ひて、底津石根に宮柱ふとしり、高天原に氷椽たかしりて坐しき。(一一九頁)

◎ 天照大御神は、主神の権能である「國の名称の変更」を行使し「葦原中國」を「豊芦原千秋長秋五百秋水穂國」と命名し、天神御子である「天忍穗耳命」に「國を知らせ」と「言因」して、天神御子の「葦原中國」への「天降り」を実施しようとするが、不成功におわる。何故か。

それは、『古事記』の論理として「葦原中國」の主神になるためには、天つ神諸(もろもろ)や「八百万神の神集」のような「天照大御神とは異なる権威のはたらき」を必要とすることである。事実『古事記』の記述は、「天菩比神の派遣」の決定を「高御産巢日神・天照大御神の命以て天の安の河の河原に八百万の神を神集へ集へて、思金神に思はしめて詔ひしく」と「高御産巢日神」と「八百万の神を神集へ」の関与のもとに進めることとなる。

イ大國主神から天神御子への「葦原中國」の主神の交替時の二人の息子の役割

『新編古事記』は「言代主神は神託を伝える神であつて、國譲りの受諾の決定的言明は、

この神に委ねるしかない。」とするが、言代主神は、父大国主神にたいして「国譲り」を語られるのであり、建御雷神に対してではない。だからこそ、建御雷神も大国主神に対して「亦、白すべき子有りや」と問い、大国主神も建御名方神の存在を上げるのである。その「建御名方神」については『新編古事記』は「建御名方神は力くらべを展開する。建御雷神の靈威と怪力に負けた建御名方神は、信濃国の諏訪湖にまで逃げて来るが、建御雷神はこれを追いつめ、国譲りを誓約させる。ここに描かれているのは、高天原の側が武力的にも、大国主神の側を圧倒するものだとしたことである」(一〇九頁)としている。『古事記』におけるこの二人の大国主神の息子の使い分け、まして『日本書紀』には登場しない建御名方神の意味付けについては、倉野憲司は「周知のように古代における君主は、(中略)そこで葦原中国をうしはいでいた大国主神の呪的宗教的支配力は、その子言代主神によって代表され、政治的武力的支配力は、次にのべるようにその子建御名方神によって代表されていたのである。(中略)これは古事記における神話的虚構である。構成された一つの物語であり、それが虚構であることは、大国主神の系譜にその子としてあらわれない建御名方神を新たに設定して、言代主神と相対的な立場においているのが何よりの証左である。しかしこの条は極めて合理的である。」(注5.2 八六頁)とべている。言代主神が、「国譲り」の発言を、建御雷神にたいしてではなく大国主神に對してすること、しかも『古事記』として「地の文」で大国主神を「其の父の大神」として「大神」に昇格させていることなど、まさしく意図的・論理的な記述振りといえる。

また、「天若日子(中略)其の雉を射殺しき。(中略)逆まに射上がりて、天の安の河の河原に坐す天照大御神・高木神の御所に逮(いた)りき。」という大国主神側の実践的抵抗や建御名方神による軍事的抵抗の存在は、倭健命の物語(「后」「搦批(とりひだき)」の用語の使用の類似性)を遠望させる。こうしたなかで以前に須佐之男命が「天照大御神のいろせ」と宣言したことが、「大国主神」の「天照大御神への恭順」の大きな要素であったといえよう。

ウ大国主神から天神御子への「葦原中国」の主宰神の交替
「葦原中国」の主宰神となるのは「天照大御神の左の御みづらに巻いた勾玉」と「須佐之男大御神がさがみにかむこと」で化生した「天忍穗耳命」ではなく、その「天忍穗耳命」と「天神諸である高御産巢日神」の娘「万幡豊秋津師比売命(よろづはたとよあきつしひめのみこと)が御合して生まれた子である「邇々芸命」が実際に「葦原中国」の地に足をつけ「主宰神」として天降ることになる。これは、「天照大御神の系列」に「天神諸の権威」が加わったいわば「絶対の系列」である。いわゆる「天神御子」とはそのような存在ではなからうか。

三 まとめ
以上を踏まえ「葦原中国」の主宰神の交替についてまとめてみる。
「葦原中国」の主宰神の資格については、論者の二つの論文における考察の結果、「天照御大神の系列」に属することが『古事記』の論理となつていふことは、当然である。それに加えて今回の考察の結果『古事記』において、「葦原中国」の主宰神の交替には、「高天

原」の「天つ神諸」や「八百万の神の共に譲りて」のような「天照大御神とは異なる権威のはたらき」を必要としているといえるのではないだろうか。

【補足】 今後の研究の方向

この論理「天つ神諸(もろもろ)」や「八百万の神」のような「天照大御神とは異なる権威のはたらき」を必要とすることによって『古事記』のこれ以後の次の事柄を説明する。

I 「絶対の系列」とは

「天照大御神——天神御子——天皇」といえるか。

II 「火遠理命の綿津見神の宮訪問」

すでに「葦原中国」の主宰神となつていふ邇々芸命の子である火遠理命が、「綿津見神の宮訪問」をおこない、再度の権威づけをおこなうこと。

注

- 1 山口佳紀・高野志隆光『古事記』 新編日本古典文学全集1997 小学館
- 2 倉野憲司・古事記学会『校本古事記』1965 続群書類完成会
- 3 小島憲之・直木孝次郎・西宮一臣・蔵中進・毛利正守『日本書紀①』 新編日本古典文学全集1994 小学館
- 4 『古事記伝』本居宣長全集第九卷1968 筑摩書房
- 4.2 『古事記伝』本居宣長全集第十卷1968 筑摩書房
- 4.3 古事記伝』本居宣長全集第十二卷1968 筑摩書房
- 5 倉野憲司『古事記全註釈第二卷上巻篇(上)』1974 三省堂
- 5.2 倉野憲司『古事記全註釈』第四卷三省堂1977年
- 6 毛利正守『古事記に於ける「天神」と「天神御子」』国語国文六六七号第五九卷第二号 京都大学文学部国語国文学研究室1990
- 7 上代語辞典編集委員会『時代別国語大辞典上代編』三省堂1967
- 8 神野志隆光・山口佳紀『古事記注解2』1993年 笠間書院
- 9 西宮一民『古事記』新潮日本古典集成1779 新潮社
- 10 水林彪『記紀神話と王権の祭り』岩波書店2001年
- 11 川副武胤『古事記の世界』1978 ニュートンプレス
- 12 尾崎暢映『古事記全講』加藤中道館1966
- 13 『類聚名義抄』正宗白鳥校訂 風間書房